

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	四〇二	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四〇五
○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	四〇二	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四〇五
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	四〇三	○農業振興地域として指定する件の一部を改正する件	四〇五
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	四〇三	○一般競争入札を行う件	四〇六
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	四〇三	福 島 県 病 院 局	
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	四〇三	福 島 県 病 院 局 財 務 規 程 の 一 部 を 改 正 する 規 程	四〇七
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	四〇四	正 誤	
○道路の区域を変更する件	四〇四	○平成二十年六月二十日付け定例第九百八十九号中	四〇七

告 示

福島県告示第四百六十四号

告 示

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤井医院	喜多方市清水台三丁目二四九	平成一九年四月一日
福島中央市民医療生活協同組合せのうえ健康クリニック	福島市瀬上町字四斗時一一六	平成二〇年四月一日
まゆみ整形外科クリニック	福島市森合字上森合六一一	同 年 五月一日
福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎二一一	同 年 五月一日
医療法人きむらクリニック	南会津郡南会津町田島字大坪三五一一	同 年 五月二日
大泉ほんだクリニック	伊達市保原町大泉字大地内二三五一二	同 年 五月二日
医療法人昭美会ホワイト歯科医院	須賀川市東町二七	同 年 四月一日
桜ヶ丘歯科クリニック	田村郡三春町桜ヶ丘一丁目一一六	同 年 四月一日
河東歯科医院	会津若松市河東町郡山字休ミ石一〇一一	同 年 六月一日
吉倉歯科クリニック	福島市吉倉字八幡三六一四	同 年 六月一日
薬局アップルケアネット保原店	伊達市保原町大泉字大地内一一四一一	同 年 五月一日
さくら調剤薬局	田村郡三春町字六升時五〇一一一	同 年 五月七日
日本調剤双葉薬局	双葉郡双葉町新山字久保前七六一一	同 年 五月七日
あけぼの薬局新白河店	白河市豊地弥次郎九一一一	同 年 六月一日
有限会社社陵薬品アイ調剤薬局旭町店	南相馬市原町区旭町二丁目六七	同 年 六月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

大高内科胃腸科	変更前	白河市道場小路九一—一〇
	変更後	
医療法人大高内科胃腸科		

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
松井内科クリニック	福島市北矢野目字原田前一三一六	福島市北矢野目字原田六六一五

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年六月二十七日

名 称

藤井医院

所 在 地

喜多方市清水台三丁目一四九

福島県知事 佐藤 雄 平

廃止年月日

平成一九年三月三十一日

福島中央市民医療生活協同組合クリニックのうえ

福島市瀬上町字前川原三七—一

平成二〇年三月三十一日

児玉内科小児科

福島市笹谷字石田七—一

同 年

福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市字横町一一四	同	四月三〇日
医療法人きむらクリニック	南会津郡南会津町丹藤字松下一六七—一	同	同 年
社団法人福島県歯科医師会	福島市仲間町六一六	同	三月三十一日
附属歯科診療所			
ホワイト歯科医院	須賀川市東町二七	同	同 年
河東歯科医院	会津若松市河東町広田字横堀二四六	同	同 年
渡辺薬局	福島市上浜町一〇—三	同	同 年
有限会社社陵薬品アイ調剤	南相馬市原町区旭町三丁目二四	同	五月三十一日
薬局旭町店			

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
齋藤一太	南会津郡南会津町白	南会津鍼灸	南会津郡南会津町白沢	平成二〇年五月一日
阿部貴裕	二本松市板目沢一一	阿部接骨院	二本松市若宮二丁目一	同 年五月二日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月二十七日から同年七月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まぢづくり課)

福島県告示第四百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月二十七日から同年七月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まぢづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル南福島店 福島市黒岩字田部屋四十番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まぢづくり課)

福島県告示第四百七十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二十年一月に収去した肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

平成20年1月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	小峰忠	リッチ堆肥	0.6	0.5	1.3	12	47	1.4	20	64.0	
たい肥	株式会社辰巴屋	杉玉	0.7	0.2	0.2	9	19	5.7	21	56.7	
たい肥	株式会社辰巴屋	シチケソPK	0.8	22.3	10.0	205	810	20.8	17	8.1	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN一窒素全量、TP一りん酸全量、TK一加里全量、TCu一銅全量、TZn一亜鉛全量、TCaO一石灰全量、C/N一炭素窒素比、水分一水分含有量
(農業総合センター)

福島県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年六月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
国道一八号	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮一四三番地先から	変更前	A 九・五〇 一一・〇〇	一四〇・〇
	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮二四二番地先まで	変更前	B 一一・五〇 五六・五〇	一四〇・〇
国道一一八号	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮一四三番地先から	変更後	C 八・〇〇 五八・〇〇	一四二・五
	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮二四二番地先まで	変更後	B 一一・五〇 四三・〇〇	一四〇・〇
国道一一八号	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮二四二番地先から	変更後	C 八・〇〇 三〇・〇〇	一四二・五
	同 郡同 町大字下山本字桃木田六番一地从	変更後	C 八・〇〇 三〇・〇〇	一四二・五

福島県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年六月二十七日
福島県知事 佐藤 雄平

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一一八号	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮一四三番地先から 同 郡同 町大字八槻字大宮一四二番地先まで 東白川郡棚倉町大字八槻字大宮一四二番地先から 同 郡同 町大字下山本字桃木田六番一地从先まで	平成二〇年六月二十七日

（道路計画課）

福島県告示第四百七十四号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年六月十九日次のとおり指定した。
平成二十年六月二十七日
福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

有限会社くにおか 二本松市竹田一丁目五三番地 平成二〇年六月一九日から平成二五年三月三十一日まで 住所地に同じ

（出納総務課）

公 告

公告第三百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年六月二十七日
福島県知事 佐藤 雄平

- 申請のあった年月日 平成二十年六月十八日
- 名称 特定非営利活動法人くるみの木
- 代表者の氏名 坂田 愛子
- 主たる事務所の所在地 福島県郡山市日和田町字道場七十一番地の十三
- 定款に記載された目的 この法人は、全ての障害者に対して、喜びと生きがいのある自立した生活ができるよう、生活訓練、就労のための職業訓練および余暇活動の支援に関する事業を行い、障害者並びにその家族が人間性あふれ魅力ある福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年六月二十七日
福島県知事 佐藤 雄平

- 申請のあった年月日 平成二十年六月十三日
- 名称 特定非営利活動法人いわきサッカー協会
- 代表者の氏名 磯崎 光男
- 主たる事務所の所在地 福島県いわき市小名浜大原字東田七十四
- 定款に記載された目的 この法人は、市内サッカー関係者および一般市民に対して、サッカーを通じて健全なるスポーツの普及に関する事業を行い、地域のスポーツ文化の発展と地域コミュニティに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和三十八年公告第二百八十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から施行する。この改正に係る関係図面は、福島県農林水産部農林水産総室農林水産総務課農地調整室に備え置いた図面に供する。
平成二十年六月二十七日

表紙裏の紙を貼る。

農地課長 佐藤 雅 平

（印本係総務課農地課印本係）

公告第344号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定任務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成20年6月27日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア ノートパソコン 477台

イ デスクトップパソコン 28台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年10月31日

2 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成20年福島県告示第300号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。

(2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年7月22日午後5時30分までに当該申請を行わなかったときには、当

該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年7月8日午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年8月8日午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日午後5時30分までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- ① Notebook Personal computer 477
- ② Desktop Personal computer 28
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 8 August 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 7 August 2008
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 6月27日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

福島県病院局管理規程第13号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第5の3の表中「伊達郡飯野町」を「福島市」に改める。

附 則

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

(病院総務課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十年六月二十日付け定例第九百八十九号中

三九一	上	後ろか	平成二十年六月十一日
ら一三			平成二十二年六月十一日